(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市章(昭和29年制定。以下「市章」という。)の適 正な管理を図るため、市以外の者が市章を使用する場合の取扱いについて、必要 な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 市章に関する一切の権利は、市に帰属する。

(取扱いの原則)

第3条 市章は、市を表象するものであり、その取扱いについては、その意義を失ってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(承認の申請)

第4条 市章の使用の承認を受けようとする者は、市章使用承認申請書(様式第1 号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審查基準)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準によりそ の内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。
 - (1) 市の尊厳及び品位を損なわないものであること。
 - (2) 市政の進展又は地域の活性化に寄与するものであること。
 - (3) 使用の目的が公共性を有しており、特定の思想若しくは信条の普及又は政治活動を目的としていないこと。
 - (4) 使用の目的が営利又は広告活動を目的としていないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市章の使用の目的、方法等が不適当と認められないこと。

(承認の通知等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査 した結果、適当と認めるときは市章使用承認通知書(様式第2号)により、不適 当と認めるときは市章使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、市章の使用の承認に際し、必要に応じ条件を付することができる。 (使用料)
- 第7条 市章の使用料は、無料とする。

(承認の取消し等)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市章の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)に対し是正のための措置を求め、又はその承認を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正な申請により承認を受けたとき。
 - (2) 承認の条件に違反していると認められるとき。
 - (3) 承認を受けた使用目的以外に使用したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取消しの必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により市章の使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害 が生じても市はその責めを負わない。

(承認の消滅)

- 第9条 第6条の規定により受けた承認は、次の各号のいずれかに該当する日をもって消滅するものとする。
 - (1) 使用期間が満了したとき。
 - (2) 使用目的が消滅したとき。
 - (3) 使用者が死亡又は解散したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。